

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

彦根市準備委員会

第2回常任委員会



日 時 令和3年(2021年)8月17日(火)

午後1時30分

会 場 ひこね市文化プラザ メッセホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会第 2 回常任委員会次第

○報告事項

第 1 号報告

両大会の開催 1 年延期について . . . P 1

○議事

第 1 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
彦根市開催準備総合計画（改定案） . . . P 3

第 2 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
彦根市市民運動基本計画（案） . . . P 4

第 3 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
彦根市歓迎・接伴基本計画（案） . . . P 5

○参考資料

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会会則 . . . P 6

第1号報告

両大会の開催1年延期について

1 経過

時期	内容
令和2年(2020年) 6月19日	公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁および鹿児島県が記者会見を行い、令和2年に予定されていた鹿児島国体・大会の開催延期を発表された。
令和2年(2020年) 10月8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、鹿児島国体・大会の令和5年開催やそれ以降に開催が予定されていた国スポの開催年の変更が可決され、滋賀県での国スポ開催を令和7年とすることが内定された。 この結果、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、滋賀県での障スポの開催も令和7年とすることが内定された。
令和2年(2020年) 12月10日	公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において、国民体育大会開催基準要項を同日付で改定することが承認された。 この結果、滋賀県より前に開催することが決定している大会(令和3年三重県、同4年栃木県、同6年佐賀県)が延期開催される場合であっても、滋賀県での両大会の開催は令和7年から変更されないこととなった。

(参考)

開催地変更の概要

	令和2年 (2020年)	同3年 (2021年)	同4年 (2022年)	同5年 (2023年)	同6年 (2024年)	同7年 (2025年)
当初	鹿児島県 第75回国体 第20回障スポ	三重県 第76回国体 第21回障スポ	栃木県 第77回国体 第22回障スポ	佐賀県 第78回国スポ 第23回障スポ	滋賀県 第79回国スポ 第24回障スポ	青森県 第80回国スポ 第25回障スポ
現在	開催中止	三重県 第76回国体 第21回障スポ	栃木県 第77回国体 第22回障スポ	鹿児島県 特別国体 特別障スポ	佐賀県 第78回国スポ 第23回障スポ	滋賀県 第79回国スポ 第24回障スポ

2 今年度の決定事項

時期	内容
令和3年度 (2021年度)	8月3日開催の滋賀県開催準備委員会第10回常任委員会において、国スポ全体会期3案および障スポ全体会期2案が決定された。

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年度 (2022年度)	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、国スポ全体会期が決定され、滋賀県での令和7年開催が決定される予定。 文部科学省および公益財団法人日本障がい者スポーツ協会により、障スポ全体会期が承認される予定。

(参考)

○国民体育大会開催基準要項（抜粋）

16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

(4) (3)に従い大会の開催を延期する場合には、次に示す手続に従うものとする。

- 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
- 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
- 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
- 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
- 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。

○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（抜粋）

15. 大会開催地の内定及び決定

大会の開催地については、国民体育大会開催基準要項に規定する国民体育大会の開催地の内定及び決定の時をもって、それぞれ内定及び決定をしたものとみなす。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催準備総合計画(改定案)

年度	令和元年度(2019年度) (6年前)	令和2年度(2020年度) (5年前)	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
開催地	茨城県	開催中止	三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県
主要日程	開催内定	開催内定		日スポ協・文科省総合視察 開催決定・会期決定		中央競技団体第2次視察 国スポリハーサル大会開催	障スポリハーサル大会開催 第79回国民スポーツ大会開催 第24回全国障害者スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会設立準備・総会開催	第2回準備委員会総会開催 第1回常任委員会開催	第3回準備委員会総会 第2回常任委員会開催	第4回準備委員会総会・第1回実行委員会総会(移行)開催 第3回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第2回実行委員会総会開催 第1回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第3回実行委員会総会開催 第2回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第4回実行委員会総会・第5回総会(解散総会)開催 第3回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催
総務企画関係	総務企画		開催準備総合計画(年次計画)改定	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾整備検討	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾整備要項策定 運営ガイドライン作成 大会実施本部マニュアル検討 文化プログラム実施検討	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾作成 配布資料袋等検討・作成 国スポリハーサル大会実施本部・大会実施本部マニュアル作成 文化プログラムの選定 危機管理詳細マニュアル作成	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾作成 配布資料袋等作成・配布 文化プログラムの実施
	財務		国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第1次)調査	国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第2次)調査	国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第3次)調査 企業協賛の推進	国スポ開催経費調査検討 国スポ開催予算編成 企業協賛の推進	国スポ開催経費調査検討 国スポ開催予算執行・決算書作成 企業協賛の推進
	広報		広報基本計画策定 広報啓発活動推進 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動推進 実行委員会ホームページ開設	広報啓発活動推進 大会報告書構成方針検討 報道対応マニュアル検討 炬火イベント実施計画策定	広報啓発活動推進 大会報告書編成方針決定 報道対応マニュアル作成 炬火イベント実施要項策定	広報啓発活動推進 大会報告書作成・配布 報道対応 炬火イベント実施
	市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動実施計画策定 (市民運動アクションプログラム) ボランティア募集検討 ボランティアマニュアル検討	市民運動アクションプログラム推進 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル作成	市民運動アクションプログラム推進 ボランティア募集・研修・配置	市民運動アクションプログラム推進
	歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定		歓迎・接件実施計画策定 総合案内所・休憩所設置検討 売店設置要項検討	歓迎・接件要項策定・実施 歓迎装飾要項策定・実施 総合案内所・休憩所設置計画策定 売店設置要項策定 国スポリハーサル大会売店設置	歓迎・接件要項策定・実施 歓迎装飾要項策定・実施 総合案内所・休憩所設置 売店設置
競技式典関係	競技・式典	県開催準備委員会への対応 競技用具整備計画作成(第1次) 競技役員等編成案作成(第1次) デモスポ競技選定(第1次)	国スポリハーサル大会開催実施検討 競技別会期作成(第1次)(第2次) 競技用具整備計画作成(第2次) 競技役員等編成案作成(第2次) デモスポ競技選定(第2次)	競技別実施要項検討 競技別会期作成(最終) 競技用具整備計画作成(第3次) 競技役員等編成案作成(第3次) 競技会係員・補助員編成検討 式典基本計画策定	競技別実施要項(第1次)策定 国スポリハーサル大会実施要項作成 競技日程・組合せ表作成(第1次) 競技用具整備計画作成(最終) 競技用具整備・配置(第1次) 競技役員等編成案作成(第3次) 競技会係員・補助員編成 デモスポ競技別実施要項検討	競技別実施要項(最終)策定 国スポリハーサル大会開催 競技日程・組合せ表作成(第2次) 競技用具整備・配置(第2次) 競技役員等編成案作成(最終) 競技会係員・補助員養成 デモスポ競技別実施要項作成	障スポリハーサル大会開催 競技別プログラム作成 競技用具整備・配置(最終) 役員委嘱状等発送 競技会係員・補助員養成配置 デモスポ競技開催
	施設整備		施設整備基本計画 (競技会場・練習会場の施設および用具)	施設設置調査・検討	施設設置計画作成 リハーサル大会施設任書書作成	競技会場場設任書書作成 リハーサル大会会場設営	競技会場場設
宿泊衛生関係	宿泊		仮配宿計画作成(第1次)		国スポリハーサル大会宿泊業務実施要項策定 仮配宿計画作成(第2次)	宿泊業務実施要項策定 国スポリハーサル大会宿泊実施 仮配宿計画作成(第3次)	最終仮配宿計画作成・本配宿 合同配宿センターとの連携
	医事・衛生			医事・衛生基本計画策定	医療救護要項策定 防疫対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定 リハーサル大会弁当調達要項作成	医療救護所設置計画策定 食品衛生講習会開催 標準献立講習会 競技会弁当調達要項作成 リハーサル大会食事提供 環境衛生講習会開催 リハーサル大会医療救護本部・救護所設置	医療救護本部・救護所設置 食品衛生のしおり作成・配布 食事提供
輸送警備関係	輸送・交通		輸送・交通基本計画策定			交通規制計画策定 駐車場対策検討、乗用車利用対策、バス・鉄道利用者対策検討	輸送本部設置
	警備・消防				消防防災・警備基本計画策定 リハーサル大会消防警備計画策定 関係機関との協力体制整備・調整等	消防防災本部設置 リハーサル大会消防・警備本部設置	消防防災本部設置 警備本部設置

：延期に係る変更箇所

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市市民運動基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、「彦根市開催準備総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義について理解を深めることで、市民協働によるまちづくりの推進につなげる。

2 基本事項

（1）心のこもったおもてなしで温かく迎える大会

彦根市を訪れる大会参加者や一般観覧者を温かくお迎えするための運動や活動を展開する。

- ア 花いっぱい運動やクリーンアップ運動の展開
- イ 手作りのぼり旗や横断幕などでの歓迎
- ウ すべての選手に対する温かな声援による応援

（2）スポーツに親しみ交流を広げる大会

市民一人ひとりが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに親しみ、その活動を通じて交流の輪を広げるきっかけとなる大会とする。

- ア 本市開催競技の体験イベント等への参加
- イ 両大会をはじめとする各種競技会における観戦・応援

（3）市民総参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、何らかの形で両大会に関わることを通じて、市民の力を結集して盛り上げる大会とする。

- ア 大会運営のサポートや大会関連イベントへの参加
- イ イメージソング、SNSを活用した発信

第3号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市歓迎・接伴基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、「彦根市開催準備総合計画」に基づき、心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、本市の魅力である恵まれた歴史・文化・自然等の地域資源を全国に向けて広く紹介する。

2 基本事項

（1）歓迎装飾の設置

大会参加者等を歓迎するとともに、市民の両大会開催に向けた機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場、主要駅その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

（3）休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（4）売店等の設置

大会参加者等の利便性を向上するとともに、本市の物産品等の紹介および販売を促進するため、競技会場施設内に売店等を設置する。

（5）接遇意識の高揚

大会参加者等が、もう一度本市を訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供するため、接遇意識の高揚を図る。

参 考 资 料

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 準備委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 準備委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員

(3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者

(4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

5 顧問は、準備委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、準備委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から準備委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、市長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
 - 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承

認を得なければならない。

第5章 事務局

第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第16条 準備委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第17条 準備委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第8章 補則

第21条 この会則に定めるもののほか準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和2年1月27日から施行する。